

答 申

第1 審査会の結論

審査請求人からの「〇〇町〇〇〇〇の車庫証明の認可時に必要なデータ」との公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）につき、長崎県警察本部長（以下「処分庁」という。）が、長崎県情報公開条例（平成13年長崎県条例第1号。以下「条例」という。）第10条の規定により存否応答拒否とした決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 開示請求の内容

審査請求人は、平成21年12月4日付けで、条例第6条第1項の規定により処分庁に対して、「〇〇町〇〇〇〇の車庫証明の認可時に必要なデータ」との開示請求を行った。

2 処分の内容

処分庁は、上記開示請求に対し、平成21年12月18日付けで、審査請求人に対し、以下のような根拠及び理由により、公文書不開示決定（存否応答拒否）（以下「本件処分」という。）を行い通知した。

(1) 根拠

条例第10条（存否応答拒否）に該当

(2) 理由

本件開示請求は、特定個人が管理する場所又は特定個人の住所地における車庫証明に関するものであり、当該開示請求に係る公文書の存否を答えるだけで、開示請求に係る特定個人が管理する場所又は特定個人の住所地における車庫証明の認可時に必要なデータがあるか否かという事実が明らかになり、長崎県情報公開条例第7条第1号の個人情報を開示することとなるため。

3 審査請求について

審査請求人は、本件処分を不服として、平成22年2月8日付けで、処分庁の上級行政庁である長崎県公安委員会（以下「諮問庁」という。）に対し、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定により審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張の要旨

本件審査請求の趣旨は「公文書不開示決定（存否応答拒否）を取り消し、全部の開示を要求する。」というものであり、審査請求人の主張は、審査請求書及び意見書によれば、おおむね次のとおりである。

- (1) 車庫の中央に審査請求人の所有の土地があり、車庫証明の認可には、審査請求人の使用許可が必要である。しかし、審査請求人は使用を許可していないにもかかわらず、車庫の証明が認可されている。

- (2) したがって、条例第7条第1号ただし書イに該当するので、車庫証明の認可時に必要なデータの全部の情報開示を要求する。また、車庫証明を認可しているのに存否応答拒否の理由についておたずねします。

第4 諮問庁の説明要旨

諮問庁の説明は、理由説明書によれば、おおむね次のとおりである。

1 本件開示請求に係る公文書及び記載内容について

本件開示請求に係る公文書については、自動車の保管場所申請を受け付けた時に入力する「保管場所管理システムに記録されたデータ」と認められる。

この「保管場所管理システムに登録されたデータ」には、登録車両番号、車台番号、保管場所の位置、使用本拠の位置、申請者の住所、氏名、電話番号などの個人を識別することができる情報が記録されている。

2 条例第7条第1号の該当性について

条例第7条第1号は、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものを不開示と規定している。

上記のとおり、その内容が個人情報に該当することはもちろん、請求内容そのものが、保管場所の位置である「〇〇町〇〇〇〇」という個人情報を特定しているものであり、その存否自体が「特定個人が管理する場所又は特定個人の住所地における車庫証明の認可時に必要なデータの有無」という個人情報に該当すると認められる。

なお、条例第7条第1号ただし書ア、イ、ウのいずれかに該当すれば同号から除外されることとなるが、本件開示請求に係る公文書を公にすることとする法令等又は慣行はなく、現に公衆が知り得る状態におかれている実態もないこと、人の生命、健康、財産等の保護のため公にする必要性は認められないこと、公務員の職務の遂行に係る情報ではないことから、ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないと認められる。

3 諮問庁が不開示決定（存否応答拒否）を妥当と判断した理由

条例第10条には、開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる規定されている。

上記のとおり、本件開示請求に係る公文書の存否自体が「特定個人が管理する場所又は特定個人の住所地における車庫証明の認可時に必要なデータの有無」という条例第7条第1号に規定する不開示情報に該当し、当該公文書の存否を答えるだけでこれを開示することとなると認められることから、条例第10条の規定により処分庁が当該公文書の存否を明らかにしないで、当該請求を拒否した不開示

決定は妥当と判断した。

4 審査請求の趣旨及び理由に関する部分に対する意見

審査請求人は、「条例第7条第1号ただし書イに該当するので、車庫証明の認可時に必要なデータの全部の情報開示を要求する。また、車庫証明を認可しているのに存否応答拒否の理由についておたずねします。」と主張している。

しかし、条例において定める開示請求権は、何人に対しても等しく認められるものであり、開示請求者に対し、開示請求の理由や目的等の個別的事情を問うものではない。そのため、開示請求の個別的事情によって当該公文書の開示決定等の判断が左右されるものではなく、第三者からの請求と同じように取り扱うことになる。

5 諮問庁の判断

上記により、処分庁が、本件開示請求に対して、条例第10条を根拠に不開示決定（存否応答拒否）をしたことは妥当である。

第5 審査会の判断理由

1 本件開示請求に係る公文書について

本件開示請求に係る公文書については、諮問庁の説明のとおり、警察署において自動車の保管場所申請を受け付けた時に入力する「保管場所管理システムに記録されたデータ」と認められる。

この公文書には、登録車両番号、車台番号、保管場所の位置、使用本拠の位置、申請者の住所、氏名、電話番号などの個人を識別することができる情報が記録されており、処分庁は本件開示請求に対し、存否応答拒否の決定を行っていることから、同データの存否を明らかにすることが、不開示情報を開示することとなるか以下のとおり検討した。

2 存否応答拒否について

条例第10条では、開示請求者に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第7条各号に規定する不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否できる旨を規定しており、処分庁は、この規定に基づき、存否を明らかにすることとなれば条例第7条第1号の個人情報を開示することとなるとして、本件開示請求を拒否している。

(1) 条例第7条第1号について

条例第7条第1号は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報（他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報（以下「個人情報」という。）については、同号ただし書アからウまでに掲げる情報を除い

て、不開示とするものと定めている。

(2) 個人情報の該当性

本件開示請求は、特定住所地に係る保管場所管理システムに記録されたデータの開示を求めたものであり、当該開示請求内容の存否を答えることは、開示請求に係る特定個人が管理する場所又は特定個人の住所地における、車庫証明の認可時に必要なデータの有無を答えることと同様の結果が生じ、条例第7条第1号（個人情報）の不開示情報に該当すると認められる。

(3) 条例第7条第1号ただし書の該当性について

上記のとおり、その存否を答えるだけで条例第7条第1号（個人情報）に該当する不開示情報を開示することから、同号ただし書に該当するかどうかについて当審査会では、以下のとおり検討した。

ア ただし書アについて

一般に保管場所管理システムに記録されたデータの有無等の情報について、法令等の規定により公にする定めはなく、慣行として公にする取扱いもないことから、ただし書アには該当しない。仮に、審査請求人が、車庫証明が認可されていることを知っていたとしても、そのこと自体により保管場所管理システムに記録されたデータの有無等の情報がただし書アに記載された意味で公にされているとはいえない。

イ ただし書イについて

審査請求人は、審査請求書の中でただし書イに該当すると主張しているが、条例において定める開示請求権は、何人に対しても等しく認められるものであり、開示請求者に対し、開示請求の理由や目的等の個別的事情を問うものではなく、開示請求者の個別的事情によって当該公文書の開示決定等の判断が左右されるものではない。

また、保管場所管理システムに記録されたデータの有無等の情報が公ならなくとも、審査請求人は、民事裁判等により、車庫使用の可否を争うことや車庫証明の認可の処分の適法性を争うことは可能であると考えられる。

したがって、保管場所管理システムに記録されたデータの有無等の情報を公にすることが、人の財産等を保護するため必要とは認められないことから、ただし書イには該当しない。

ウ ただし書ウについて

本件請求内容については、明らかに公務員の職又は公務員の職務遂行に関する情報ではないことから、ただし書ウには該当しない。

3 審査請求人のその他の主張について

本件審査請求において、審査請求人は、審査請求書及び意見書の中で種々主張しているが、それらは、自己が車庫用地の一部を所有することに基づき、車庫証

明の認可処分の適法性を争うものであり、本審査会が判断する事項ではない。

4 結論

以上のことから、処分庁が本件開示請求に対して、条例第 10 条に該当することを理由として不開示（存否応答拒否）とした決定は、妥当である。

審 査 会 の 審 査 経 過

年 月 日	審 査 経 過
平成22年2月25日	・ 諮問庁から諮問書を受理
平成22年3月15日	・ 諮問庁から理由説明書を受理
平成22年3月29日	・ 審査請求人から意見書を受理
平成22年5月14日	・ 審査会（審査）
平成22年7月12日	・ 審査会（審査）
平成22年8月9日	・ 答申

長 崎 県 情 報 公 開 審 査 会 委 員 名 簿

氏 名	役 職	備 考
石 橋 龍 太 郎	弁 護 士	会 長 職 務 代 理 者
岡 本 芳 太 郎	長 崎 大 学 経 済 学 部 教 授	会 長
福 村 喜 美 子	N P O 法 人 会 長	
山 中 英 子	司 法 書 士 ・ 行 政 書 士	
横 瀬 透	長 崎 新 聞 社 常 務 取 締 役	